

工場立地法
規制の運用状況調査 結果
(2020年度分)

2 0 2 2 年 4 月
経 済 産 業 省
地域企業高度化推進課

目 次

1. 工場立地法の概要	3
2. 届出状況	
(1) 総 論	4
(2) 各届出の状況	5
3. 特定工場の状況	
(1) 特定工場における敷地面積の状況	7
(2) 生産施設の状況	9
(3) 緑地面積の状況	10
4. 執行状況	
(1) 実施制限期間の短縮	13
(2) 勧告、変更命令	13
5. 工場立地法の地域準則制定の状況	14
(1) 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況	15
(2) 地域未来投資促進法に基づく準則条例の制定状況	17
(3) 総合特別区域法に基づく準則条例の制定状況	18
(4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例制定状況	18

はじめに

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)の工場に一定の規制をかける法律となっています。

具体的には、これらの条件に合致する工場が、新設又は変更(敷地の増減等)を行おうとする場合、新設・変更を行う90日前までに市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届出を提出する必要があります。

工場立地法では、工場敷地面積の20%以上を緑地として整備しなければならない(工場立地法等の規定に基づき、市町村が独自に準則条例を定めることで、緑地率を1～30%の間に変更することが可能)等の規制が定められており、当該基準に合致しない場合、市町村には勧告、変更命令を行う権限が付与されています。

2017年4月から、工場立地法の執行権限は、全て市町村に移管され、工場立地法の執行に関する情報は、各市町村がそれぞれで把握している状況となっております。

執行権限の市町村への全面移管が行われたことを踏まえ、全面移管後の法律の統一的な運用や、権限移管・規制の評価等を行うための基礎データについては、国において一元的に把握することが必要であると判断し、執行権限の全面移管の前と後の状況を比較する観点から、2016年度(全面移管の前年度)から工場立地法の規制の運用状況について調査を行い、毎年、取りまとめ、公表することといたしました。

今般、2020年度分(2020年4月～2021年3月)の執行状況調査がまとまりましたので、公表いたします。

2 0 2 2 年 4 月
経 済 産 業 省
地域企業高度化推進課

1. 工場立地法の概要

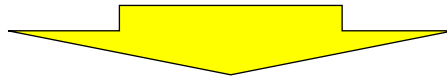
(工場立地法の概要)

工場立地法は、製造業、電気・ガス・熱供給業の工場のうち、一定規模の面積等を有する工場に対して、工場敷地内での緑地等の整備、生産施設の設置制限等を課すことで、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的としている。

■ 工場立地法の規制対象(届出対象)となる工場(特定工場)

【業種】 製造業、電気供給業(水力、地熱、太陽光を除く)、ガス供給業、熱供給業

【規模】 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上の工場



■ 特定工場が届出する項目

特定工場は、新設・変更を行う90日前までに、市町村への届出が必要。

【新設の場合】

新設を行う工場が特定工場に該当する場合、次の項目を届け出る。

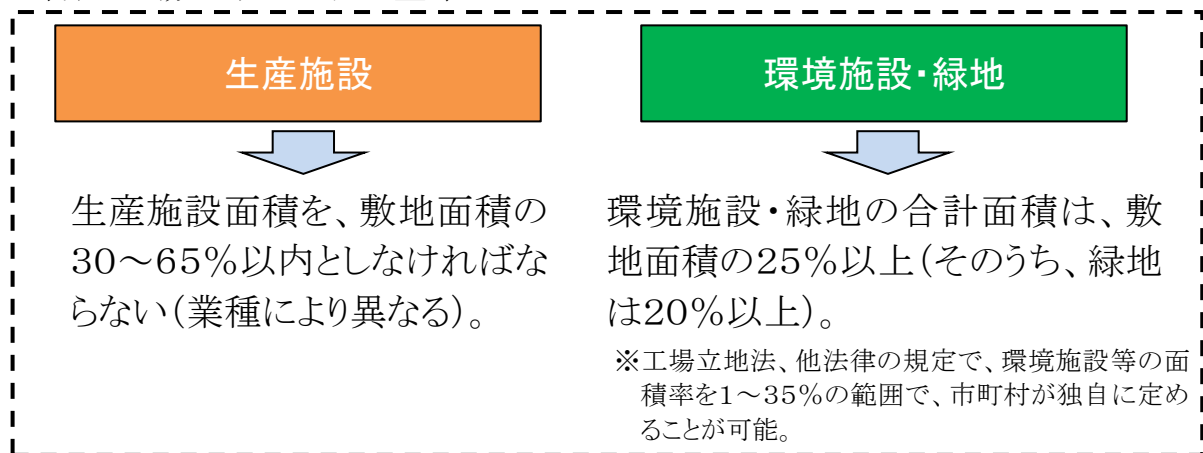
①敷地面積 ②建築面積 ③生産施設面積 ④環境施設・緑地面積 等

【変更の場合】

特定工場が、次の変更を行う場合、変更する項目の届出を行う。

①敷地面積の増減 ②生産施設の増加 ③緑地・環境施設の減少

■ 特定工場に求められる基準



- 特定工場が基準に不適合の場合、市町村は勧告、変更の命令が可能。
- 届出から90日間は工事等の着工不可。市町村の判断で短縮可能。

2. 届出の状況

(1) 総論

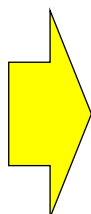
工場立地法における届出の種類としては、工場の新設届出、変更届出、工場の承継届出、企業名称等の変更に伴う氏名変更届出がある。

2020年度(2020年4月～2021年3月)の届出件数は、2,518件。2019年度(2019年4月～2020年3月)の届出件数と比較すると、317件減少した。

また、届出を提出した特定工場数は2,149工場である(変更届出等を複数回提出している工場があるため、届出件数は、届出を行った特定工場の数よりも多くなっている)。

(届出の内訳)

届出数 合計	2,518件 (2,835件)
新規届出	342件 (372件)
変更届出	1,791件 (2,003件)
承 継	151件 (130件)
氏名変更	234件 (330件)



(届出を提出した特定工場の数)

特定工場数	2,149工場 (2,402工場)
うち	
一敷地面積を把握した工場数	1,833工場(2,057工場)
一生産施設面積を把握した工場数	1,830工場(2,052工場)
一緑地面積を把握した工場数	1,830工場(2,032工場)

※()は前回(2019年度)の数値。

※変更届出等を複数回提出している工場があるため、届出を提出した工場数は、届出件数よりも少ない。

※承継、氏名変更の届出の場合は敷地面積等の情報を届け出る必要がない、変更届出の場合は変更によって影響の及ぶ箇所の情報を提出することになっている等の事情から、届出を行った特定工場の情報(敷地面積、生産施設面積、緑地面積)は、その届出内容によって、把握できた範囲が異なっている。

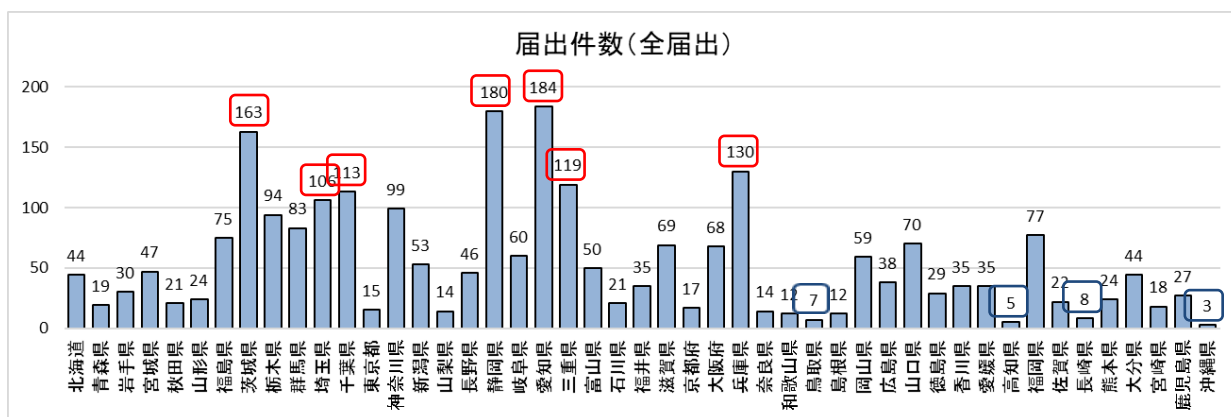
(2)各届出の状況

届出件数は、愛知県184件、静岡県180件等、100件を超える都道府県は7都道府県である一方、届出件数10件以下の都道府県も4都道府県となっている。届出件数は、1県当たり54件となっている。

届出別では、新規届出、変更届出、承継届出は愛知県が最も多く、氏名変更届は茨城県が最も多い。

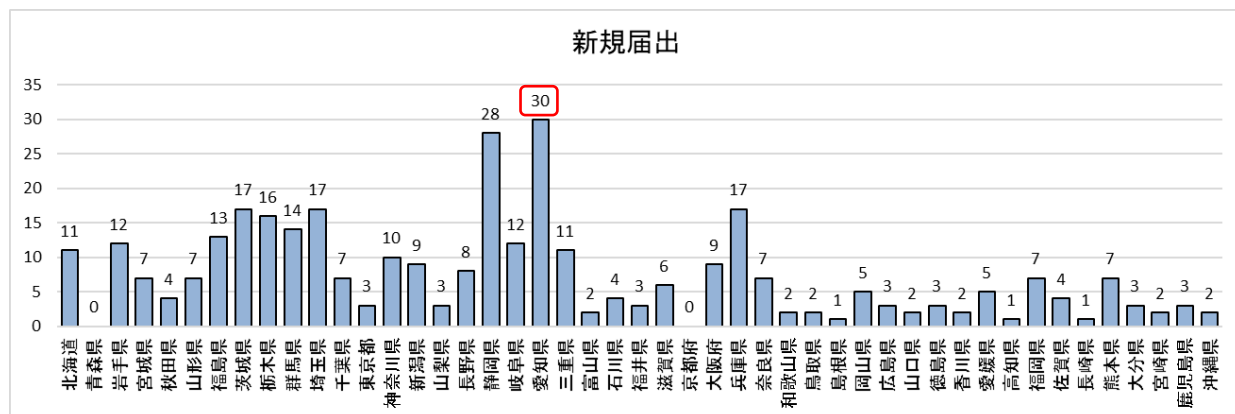
また、市町村単位でみると、約6割の市町村で届出数は0件であり、9割以上の市町村で届出件数は5件以下となっている。

【都道府県別の届出件数(全届出)】 計2,518件

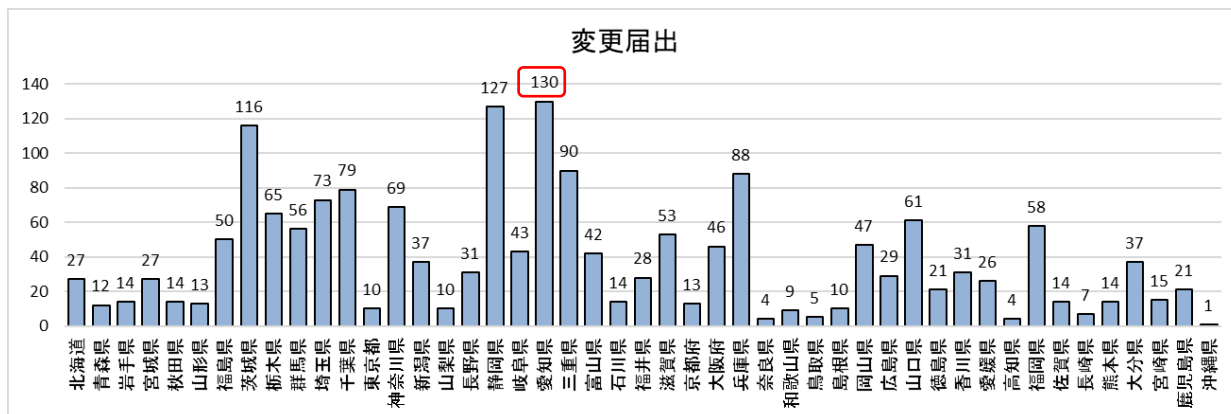


【都道府県別の届出件数(各届出別)】

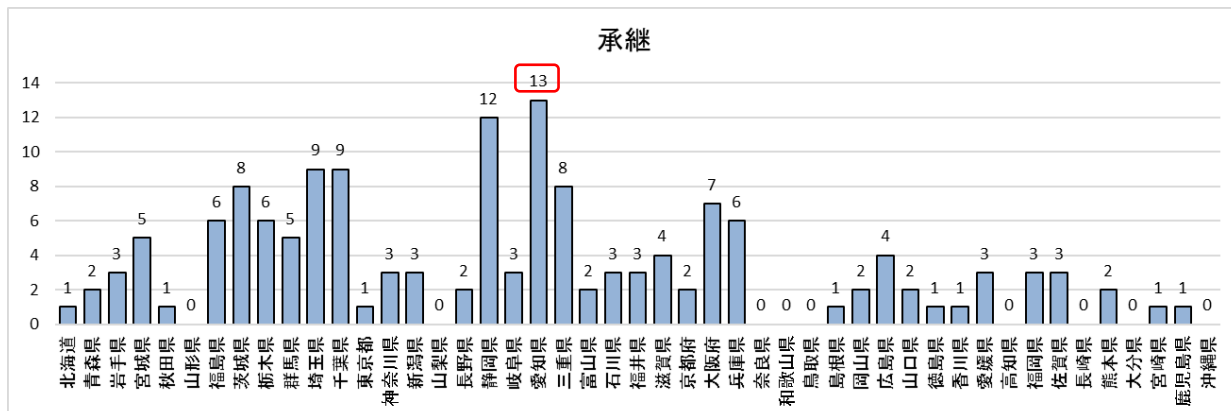
(新規届出) 342件



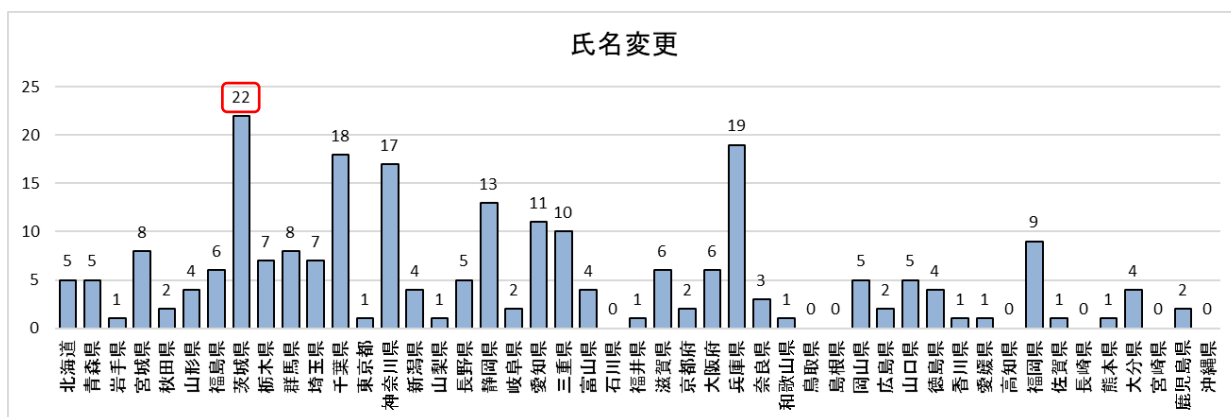
(変更届出) 1,791件



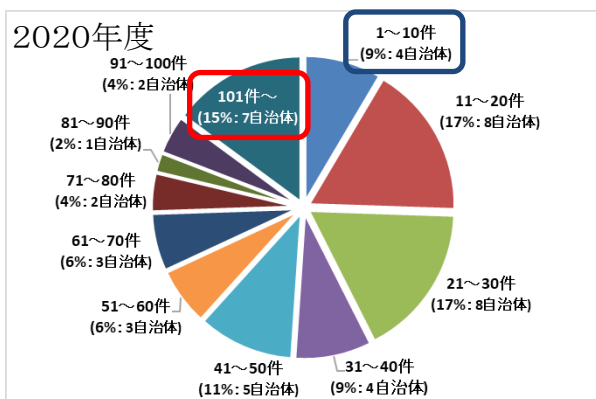
(承継届出) 151件



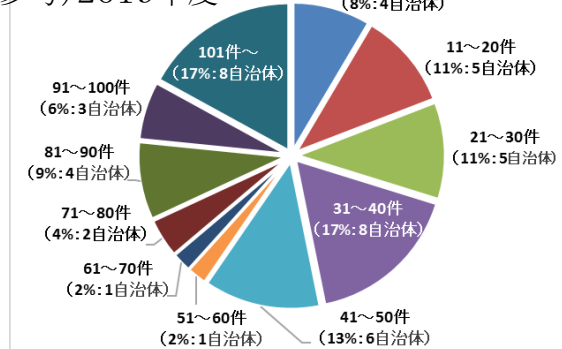
(氏名変更届出) 234件



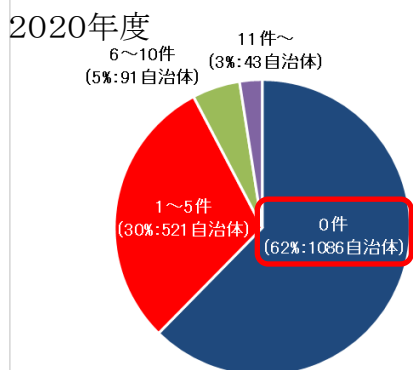
【届出件数別 都道府県数・割合】



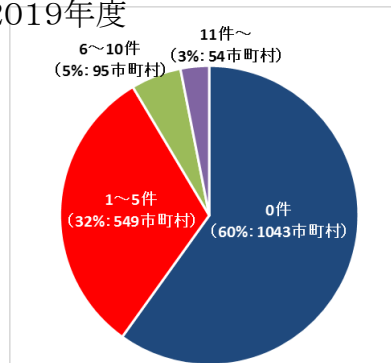
(参考) 2019年度



【届出件数別 市町村数・割合】



(参考) 2019年度



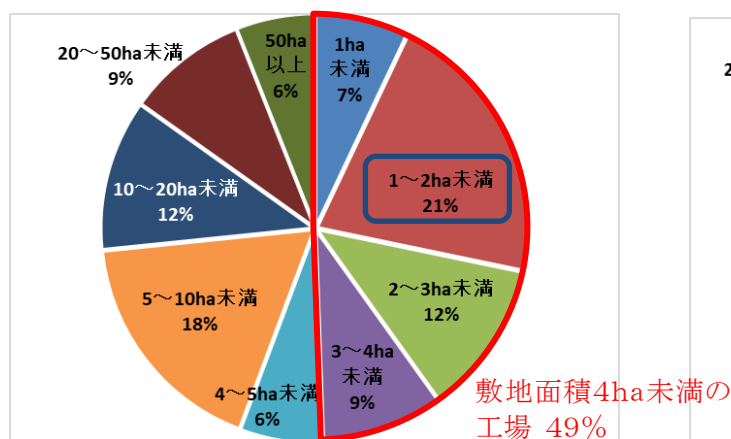
3. 特定工場(※)の状況 (※)工場立地法の届出対象となる工場

(1) 特定工場における敷地面積の状況

2020年度に届出を行った工場において、本調査で敷地面積が把握できた工場1,833工場のうち、敷地面積1～2haが最も多く、全体の21%となっている。また、全国の平均敷地面積は13ha／工場となるが、4ha未満の工場が全体の49%を占める状況となっており、昨年度調査とほぼ同様の状況となっている。

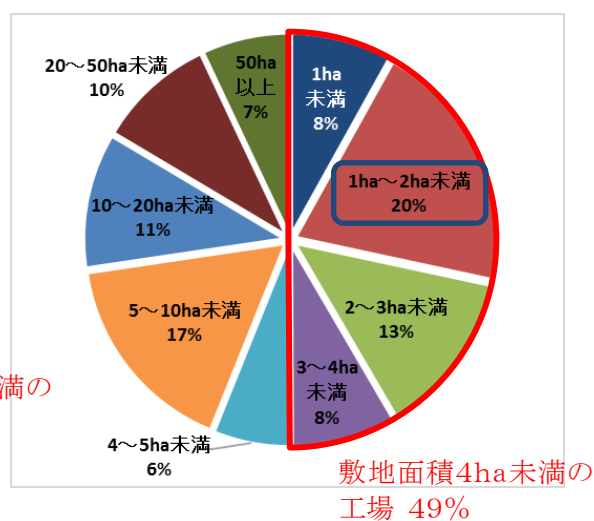
【特定工場の敷地面積規模別の割合】

2020年度



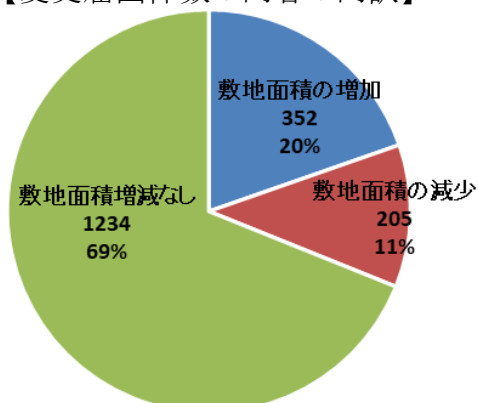
※特定工場のうち、敷地面積情報を把握できている1,833工場を対象に整理。

(参考)2019年度



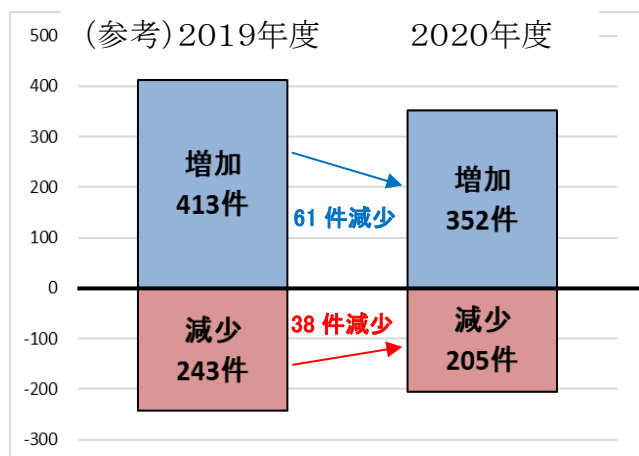
2020年度に行われた変更届出(1,791件)のうち、敷地面積の増加を伴うものは352件、減少を伴うものは205件、敷地面積の増減を伴わないものは1,234件と、敷地面積の増減を伴わないものが多い。前年度(2019年度:2,003件)との比較では、敷地面積の増加を伴う届出件数は61件減少、敷地面積の減少を伴う届出件数は38件減少している。

【変更届出件数の内容の内訳】



※変更届出のあった1,791件について整理

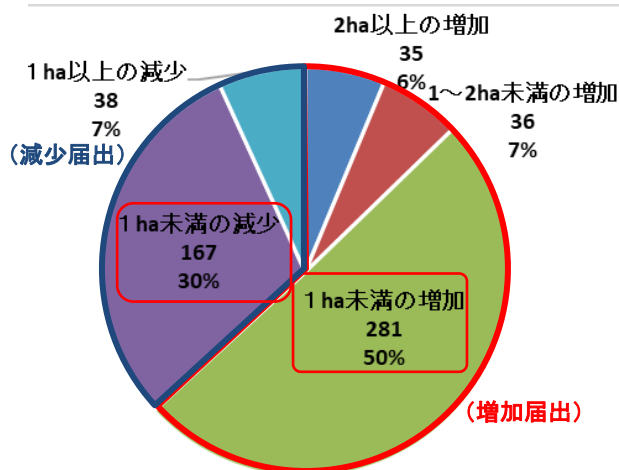
【敷地面積の増減に関する届出件数の推移】



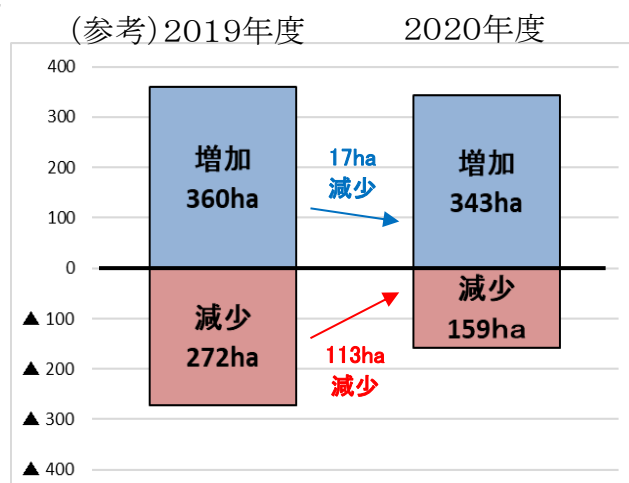
2020年度に行われた敷地面積変更に関する届出(557件)から、敷地面積増減別の割合を見ると、1ha未満の増加が最も多く、また、敷地面積の減少についても、1ha未満の減少が敷地面積減少の中では大半を占めている。

面積の増減を前年度と比較すると、増加面積(360ha増→343ha増)と減少面積(272ha減→159ha減)ともに減っており、小規模の動きになっている。

【特定工場の敷地面積増減別の割合】



【敷地面積の増減に関する届出面積の推移】

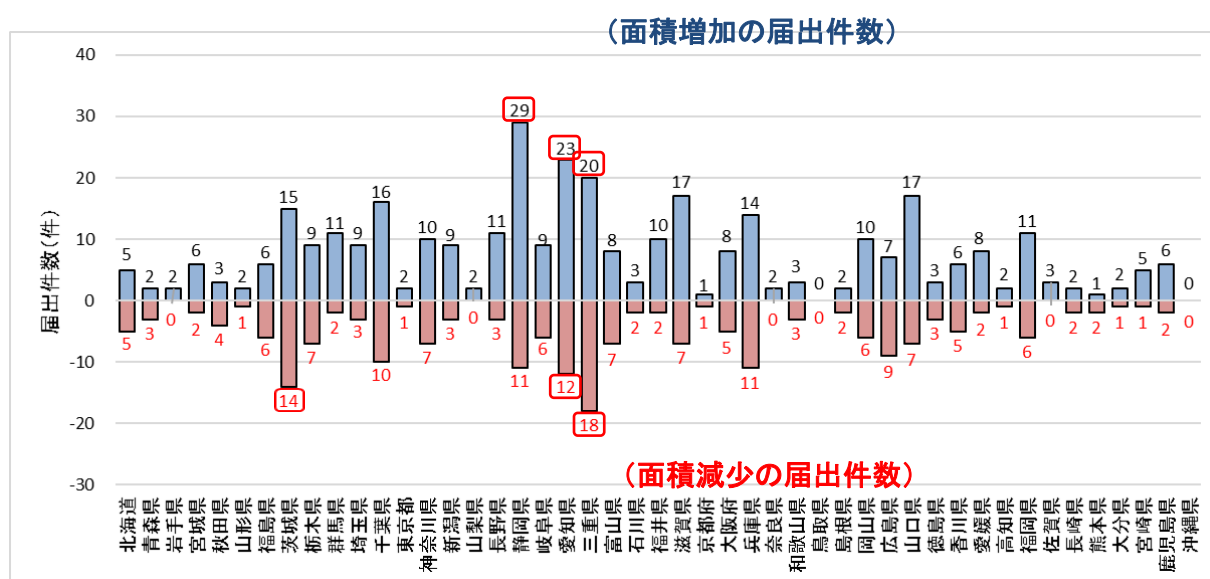


※変更届出のうち、敷地面積情報から増減が把握できた557件の届出について整理

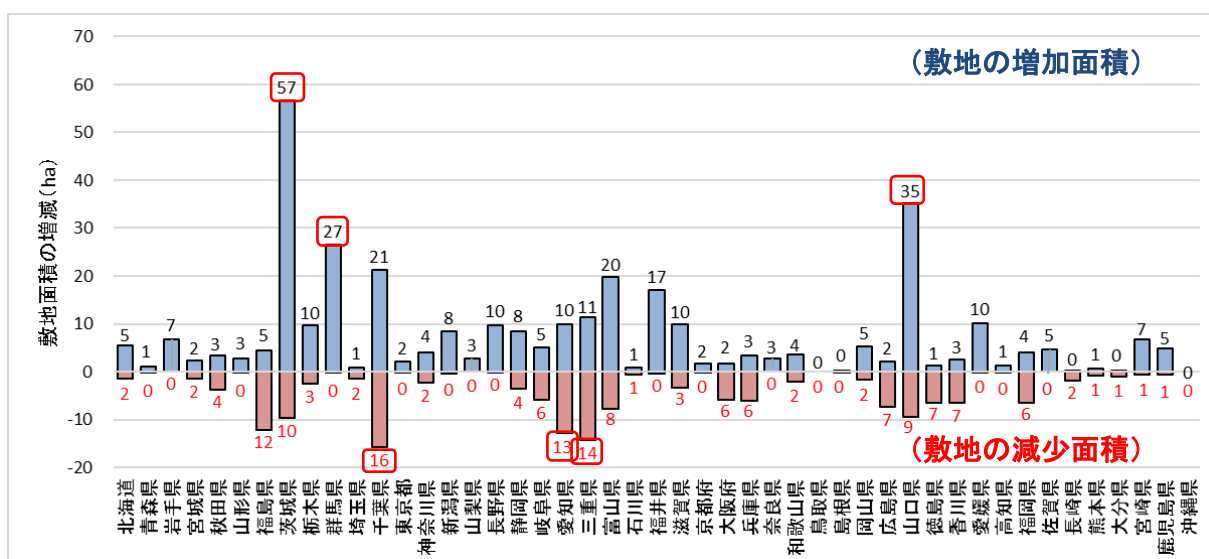
都道府県別の敷地面積の増減をみると、敷地面積の増加については、届出件数では、静岡県、愛知県、三重県の順に多く、敷地の増加面積については、茨城県、山口県、群馬県の順に大きい。

敷地面積の減少については、届出件数では、三重県、茨城県、愛知県の順に多く、敷地の減少面積では、千葉県、三重県、愛知県の順に大きい。

【都道府県別 敷地面積増加・減少の届出件数】



【都道府県別 届出に基づく敷地の増減面積】

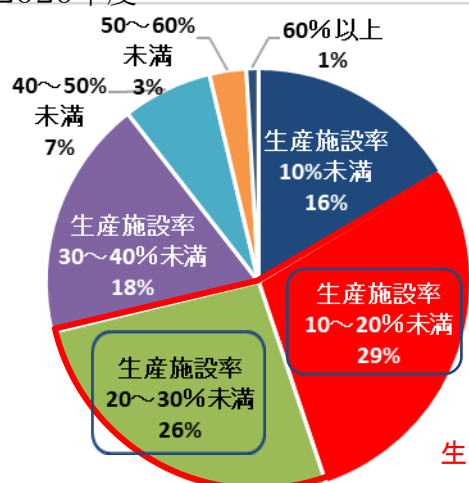


(2) 生産施設の状況

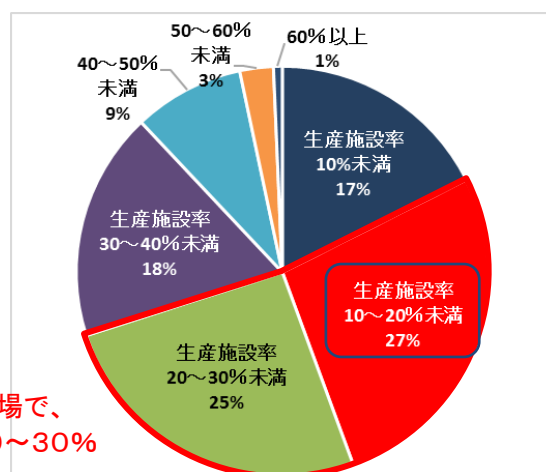
2020年度に届出を行った工場のうち、本調査で生産施設面積が把握できている工場1, 830工場の生産施設率(工場敷地面積に占める生産施設面積の割合)は、10～20%と20～30%の工場が最も多く、全体でそれぞれ29%、26%となっている。また、過半数の工場で生産施設率10～30%の間となっている。

【生産施設率別の特定工場の割合】

2020年度



(参考)2019年度

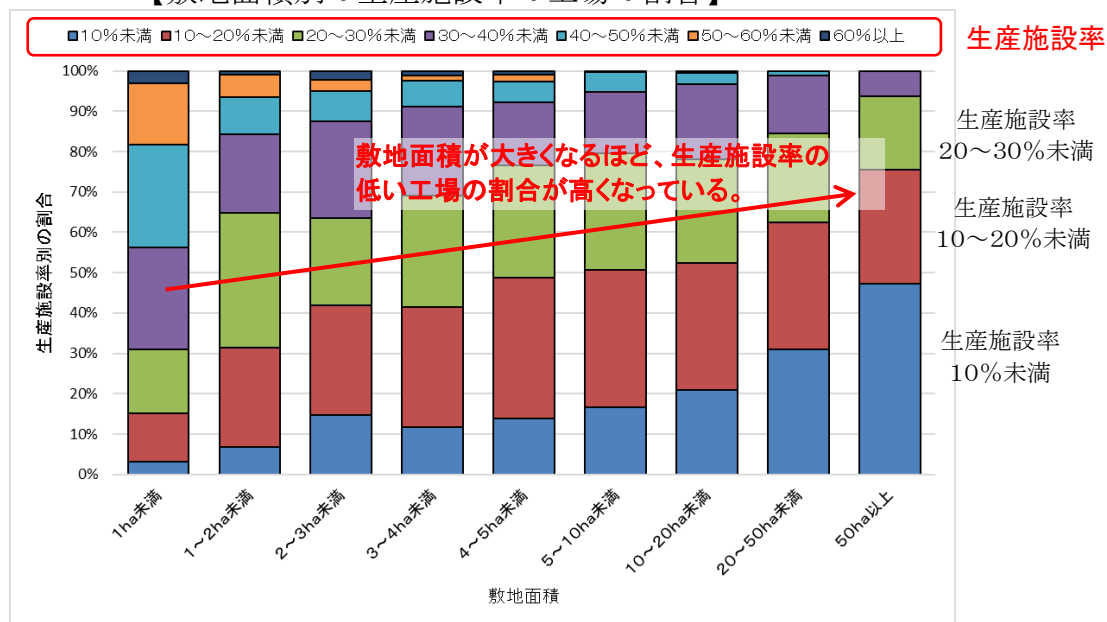


過半数の工場で、
生産施設率10～30%

※特定工場のうち、生産施設面積情報を把握できている1, 830工場を対象に整理

敷地面積規模ごとに、生産施設率を比較すると、工場敷地面積が大きくなるほど、生産施設率は低くなる傾向がある。

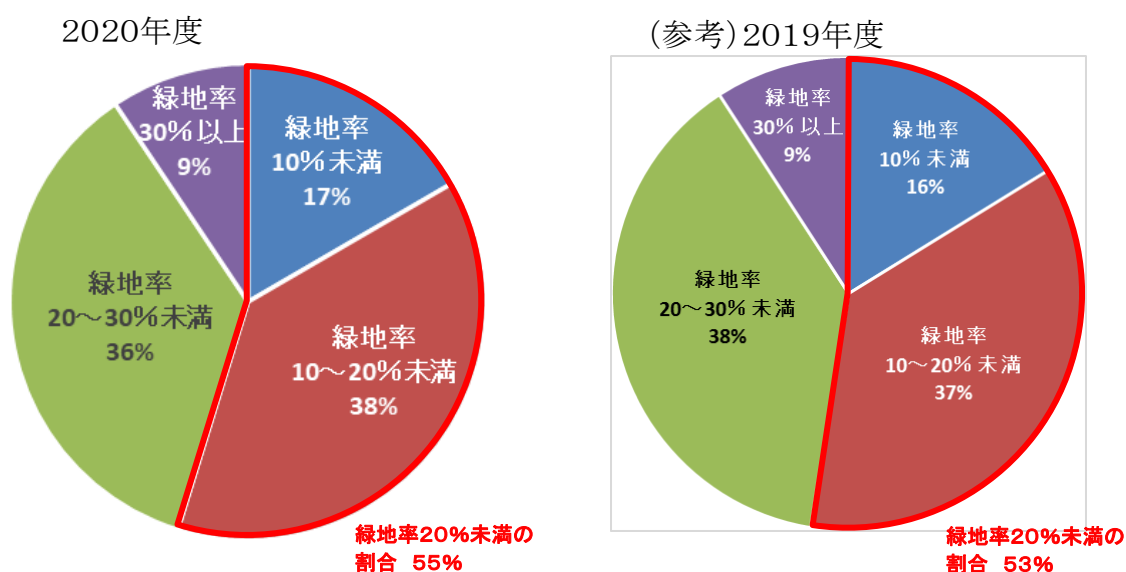
【敷地面積別の生産施設率の工場の割合】



(3) 緑地面積の状況

2020年度に届出を行った工場のうち、本調査で緑地面積が把握できている1,830工場の緑地率(工場敷地に占める緑地面積の割合)について、20%未満の工場の割合は55%であり、2019年度と同程度である。

【緑地率別の工場の割合】

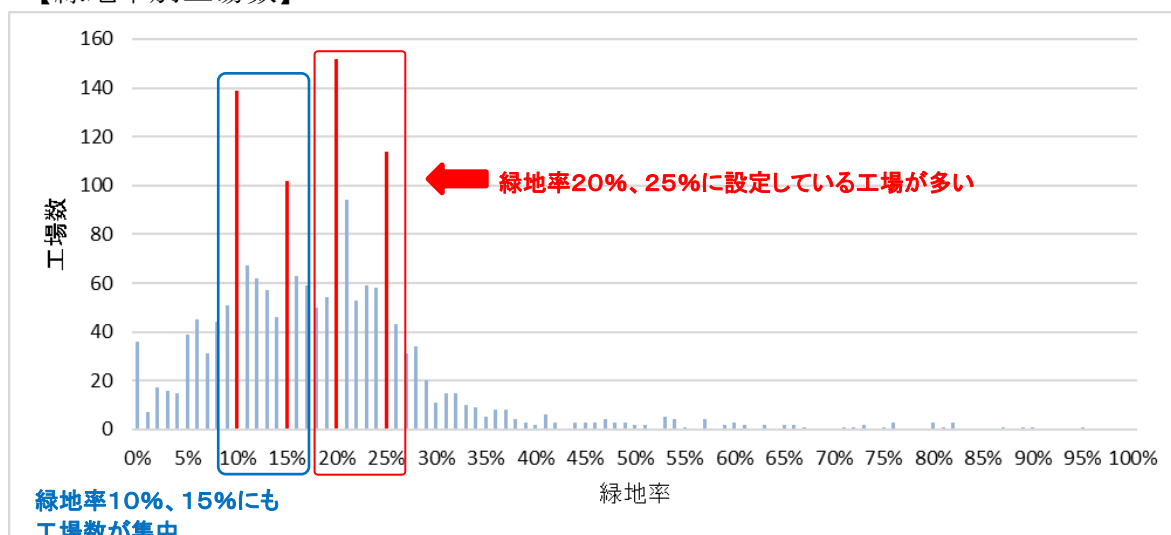


※特定工場のうち、緑地面積情報を把握できている1,830工場を対象に整理

2020年度に届出を行った工場では、緑地率を20%又は25%に設定している工場が最も多いが、工場立地法において、環境施設の面積率は25%以上(うち緑地率は20%以上)と義務付けられており、企業は、法令で定めた規制値に応じて緑地を整備している実態が伺える。

また、市町村が緑地率を引き下げた場合に、規制値として設定することが多い緑地率10%、15%にも工場数が集中しており、この点から、規制値が下がると、企業は、引き下げられた規制値に合わせて緑地を整備している実態も伺える。

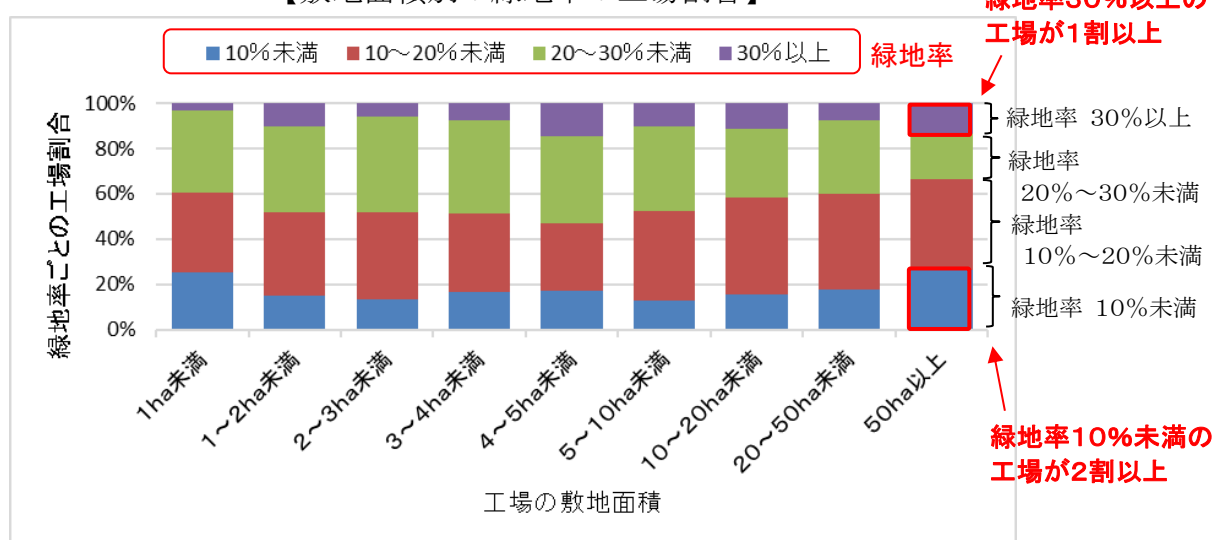
【緑地率別工場数】



敷地面積規模別に緑地率を比較すると、全体として緑地率20%未満の工場が5割程度を占めている。

特に敷地面積50ha以上の工場では、緑地率10%未満が2割を超えており、緑地率の低い工場の割合が他と比べて高い。一方、緑地率30%以上の工場が1割以上と他よりも高く、緑地率が高い工場も一定割合存在している。

【敷地面積別の緑地率の工場割合】

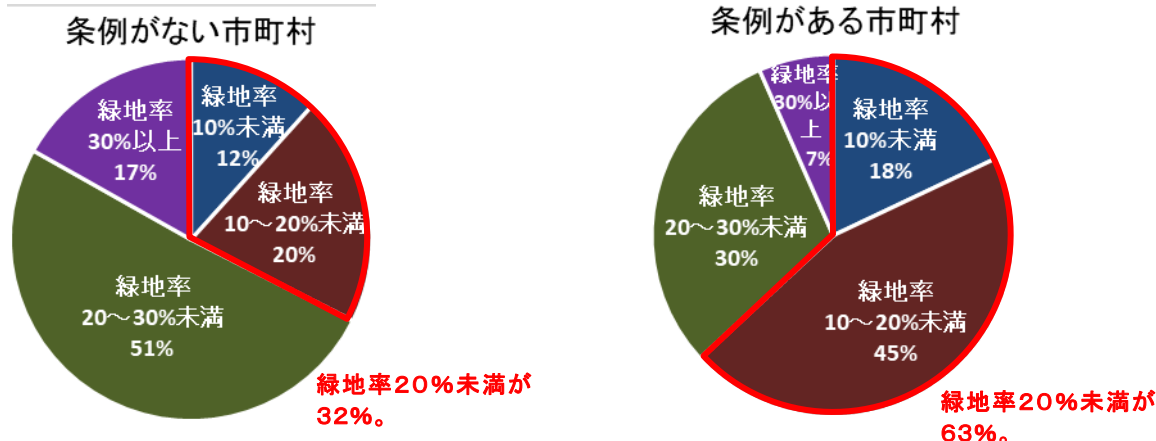


工場立地法では、地域の実情に合わせ、市町村が緑地率等を引き下げる条例を制定することができる(詳細は後述)。条例を制定していない市町村(緑地率等を引下げていない市町村)と条例を制定している市町村(緑地率等を引下けている市町村)では、条例を制定している市町村において、工場の緑地率が大幅に下がる傾向がある。緑地率等を引下げていない市町村においては、緑地率が工場立地法の規制値(緑地率20%)を下回る工場の割合が32%であるのに対し、緑地率等の引下げを行っている市町村では、63%となっている。

また、工場の緑地率の分布をみると、緑地率等を引下げていない市町村では、緑地率20%～25%に工場が集中するが、緑地率等を引下げている市町村では、緑地率20%未満での工場数も多い。

【条例の有無による工場の緑地率の相違】

(条例なし[緑地率を引下げていない市町村]) (条例あり[緑地率を引下げている市町村])

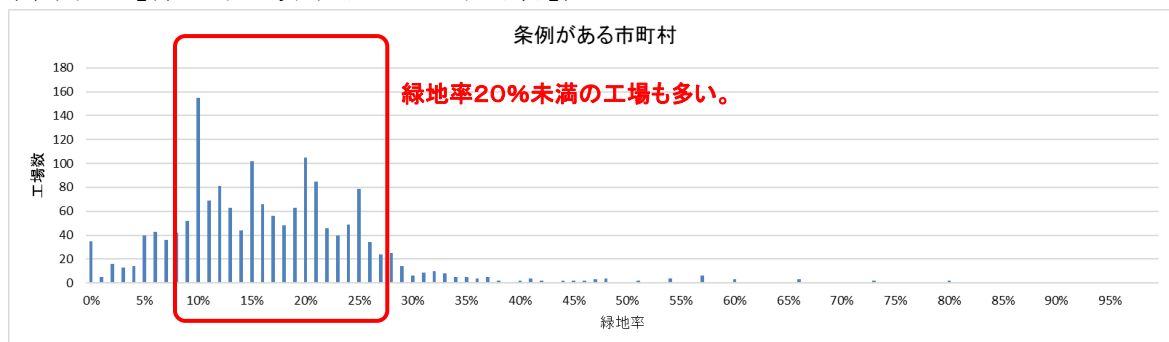


【条例の有無による工場の緑地率の分布状況】

(条例なし[緑地率を引下げていない市町村])



(条例あり[緑地率を引下げている市町村])



4. 市町村における法律の運用状況

市町村に対し、工場立地法に基づく届出が行われた後は、届出後90日間の実施の制限がかかることとなり、企業は、工事等を開始することができない。

市町村は、実施制限期間中に、届出内容に問題があると判断する場合は、勧告(届出後、60日以内に市町村が行うことが可能)、変更命令(勧告後、30日以内に市町村が命令することが可能)を行うことができる。

他方、届出内容に問題がないと判断する場合には、実施制限期間の短縮を行うことができる。

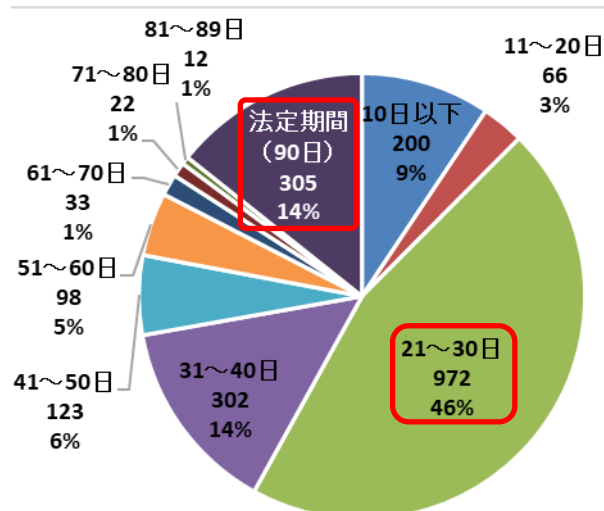
(1) 実施制限期間の短縮

実施制限期間が、法定期間の90日間であった(実施制限期間の短縮が行われなかった)件数は305件と全体の14%。また、実施制限期間で最も多いものは、21日～30日で、972件(46%)となっている。

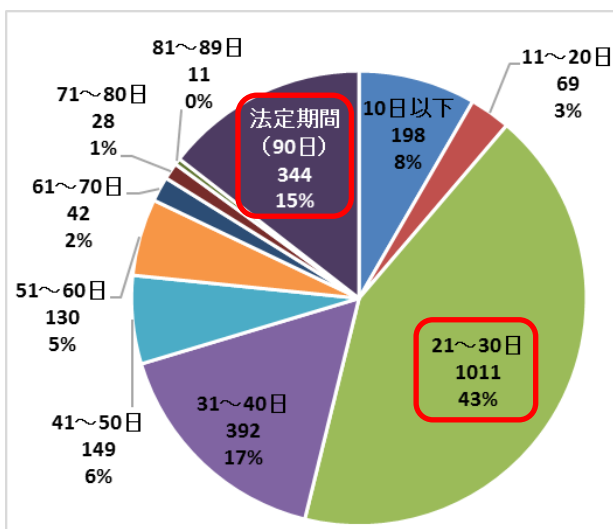
なお、実施制限期間が40日以下の件数は、1,540件(72%)となっており、半数以上が、実施制限期間は法定期間の半分以下となっている。

【実施制限の期間(件数)】

2020年度(2,133件)



(参考)2019年度(2,376件)



(2) 勧告、変更命令、罰則

2020年度は、勧告0件、変更命令0件、罰則0件であった。

5. 工場立地法の地域準則条例の制定状況

工場立地法では、地域の実情に合わせて、市町村が独自に緑地率を定めることができる。市町村が独自の緑地率を設定するためには、地域準則条例と呼ばれる条例を制定する必要がある。

また、地域準則条例の根拠法は、工場立地法以外に、地域未来投資促進法、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法がある。

【各法律に基づく地域準則条例の制定状況】

根拠法令	工場立地法	地域未来投資促進法	総合特別区域法	東日本大震災復興特別区域法	いずれかの条例を制定
条例制定市町村数	484市町村	187市町村	16市町村	38市町村	670市町村
制定割合	28%(*1)	11%(*1)	13%(*2)	17%(*3)	38%(*1)

※1 全国1,741市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

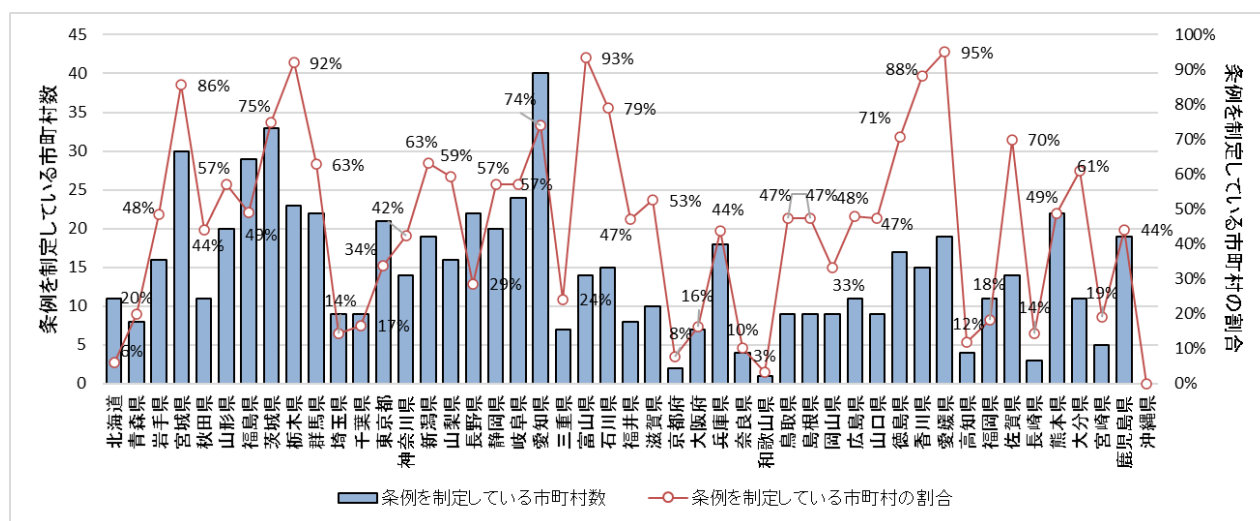
※2 総合特別区域法に定める国際戦略総合特別区域計画の作成主体となっている125市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※3 東日本大震災復興特別区域法に指定される227市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

上述のとおり、4法令に基づき、緑地率を緩和する条例を市町村が制定することができるが、いずれかの法令に基づき条例を制定している市町村は、670市町村(上記の表を参照)であり、都道府県別でみると、以下の状況となっている。

なお、これらの市町村において、緑地率の緩和による環境の保全への影響があったとの事実は確認されなかった。

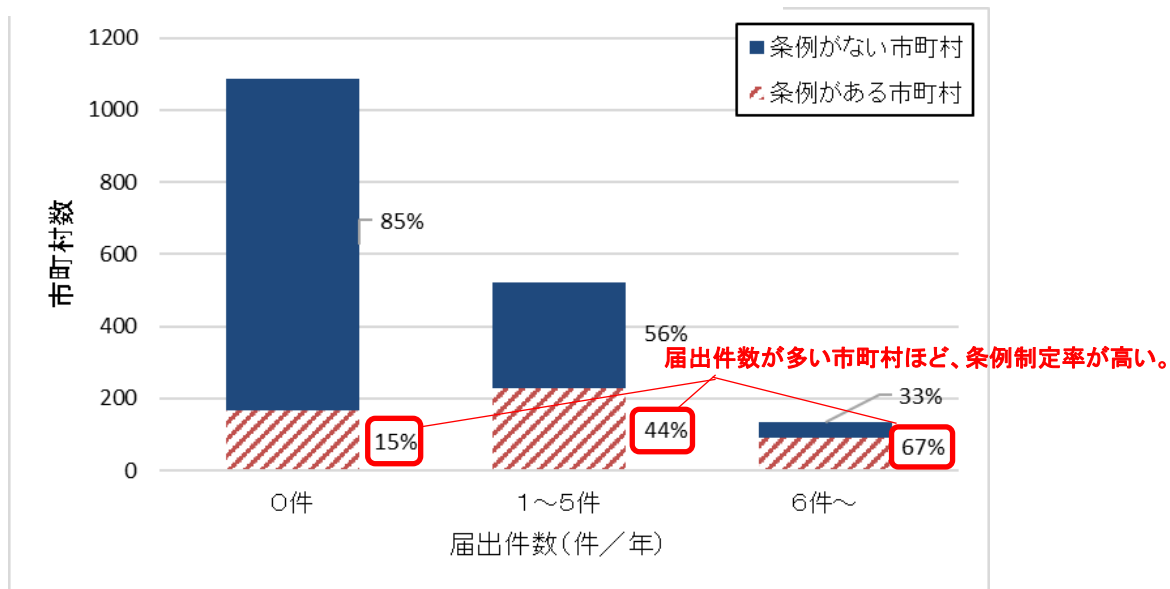
【都道府県別 管内市町村の条例(上記4法令に基づくいずれかの条例)の制定状況】



(1)工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況

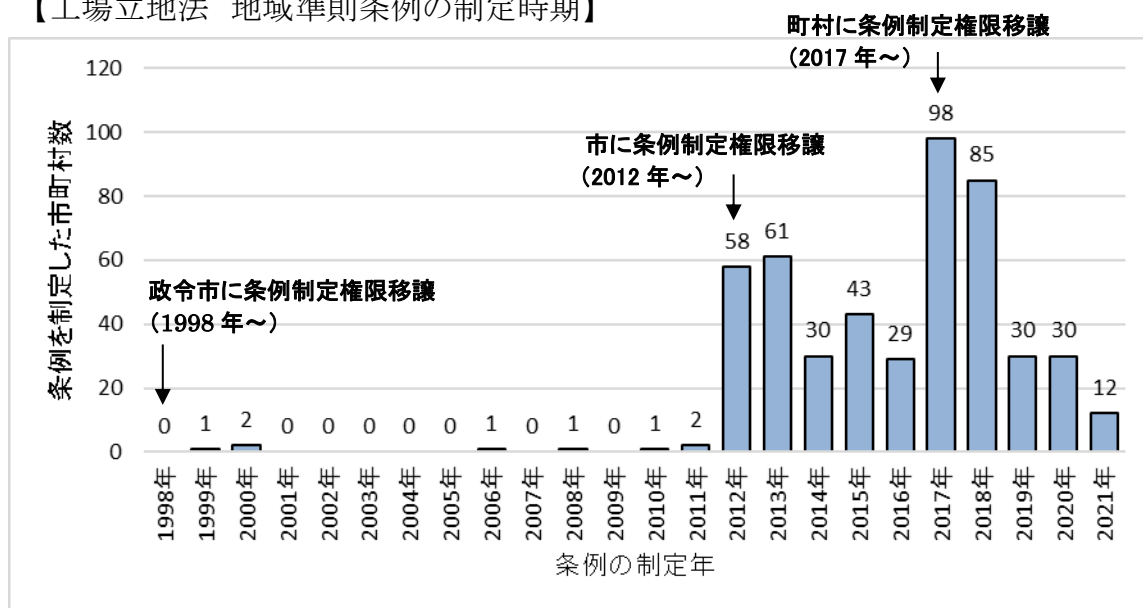
地域準則条例を制定している市町村の割合は、28% (484市町村) となっている。地域準則条例を制定している市町村の割合は、届出件数が多い市町村ほど、制定する割合が高くなる傾向がみられる。

【届出件数別 地域準則条例を制定している市町村数】



地域準則条例の制定権限は、1998年以降、順次、政令市、市、町村へと移譲が進められてきたが、市に権限移譲された2012年から条例制定数が増えている。2017年には町村に権限移譲がされたことにより、2017年も条例制定件数が伸びている。

【工場立地法 地域準則条例の制定時期】

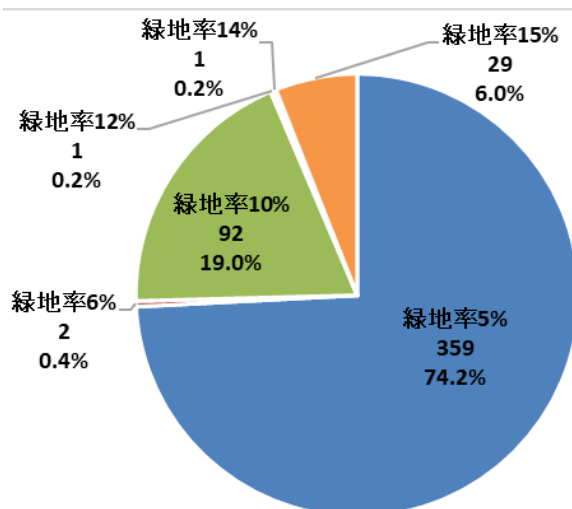


※2021年4月時点で制定されている条例を集計

市町村が地域準則条例で設定した緑地率をみると、地域準則条例で最大限引き下げ可能な5%まで引き下げを行った市町村は、準則条例を制定した市町村の7割(359市町村)を超えている。

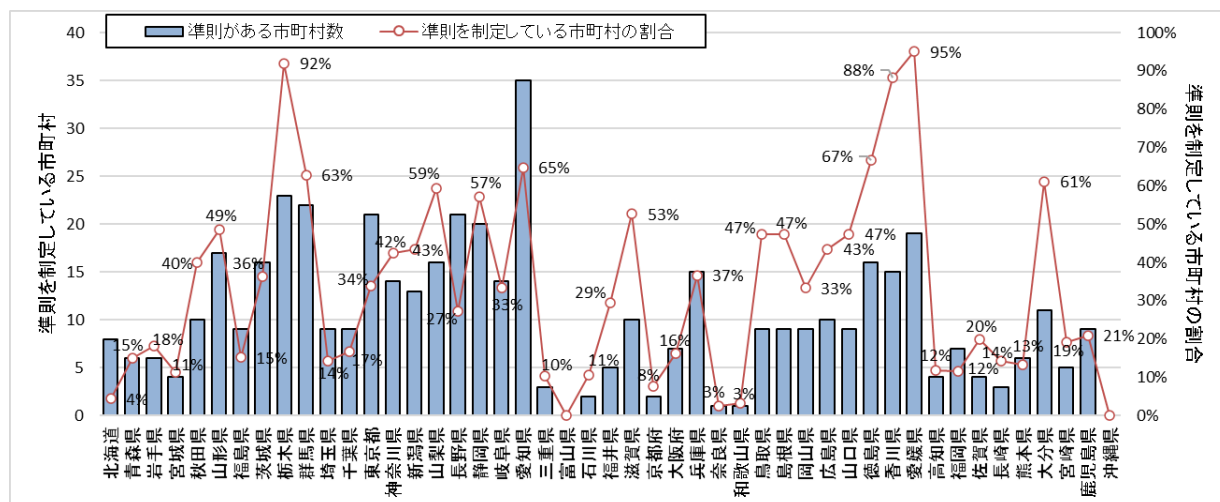
なお、地域準則条例では、環境保全の観点から、法律で定める緑地率20%よりも高い緑地率を設定する地域を設けることも可能であるが、20%超の緑地率となる地域を設定した市町村は23市町村(21%:2市町村、25%:11市町村、30%:10市町村)となっている。

【地域準則条例で制定した緑地率の下限値の状況(市町村数)】



都道府県別に管内市町村の地域準則条例の制定状況を見ると、制定割合が9割を超える都道府県がある一方で、一桁台の都道府県もあるなど、各地域によって地域準則条例の制定状況にばらつきがあり、都道府県別の制定状況は以下のとおりである。なお、条例を制定している市町村数は、1都道府県当たり、平均10.3市町村となっている。

【都道府県別 管内市町村の地域準則条例(工場立地法関係)の制定状況】



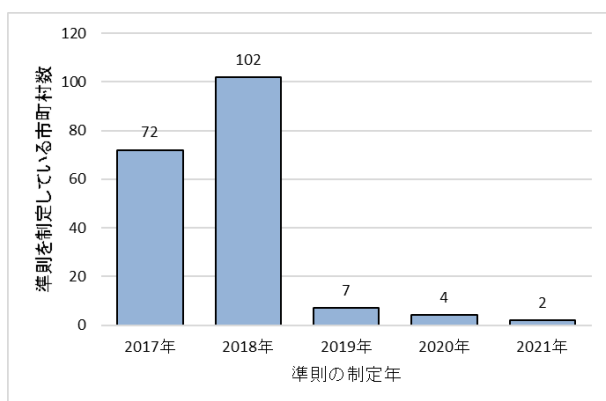
(2) 地域未来投資促進法に基づく準則条例の制定状況

地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)は、2017年7月に、企業立地促進法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、2007年制定)の改正により成立した。

地域未来投資促進法に基づき工場立地特例対象区域を設定することで、市町村は、国の定める基準の範囲内で、緑地率引下げの条例(準則条例)を定めることができる。

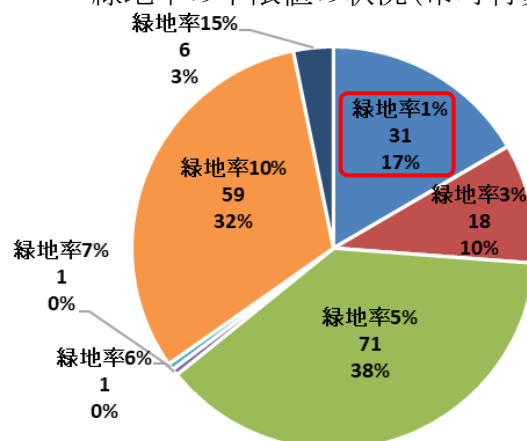
市町村による準則条例の制定は、2017年に72市町村、2018年に102市町村、2019年に7市町村、2020年に4市町村、2021年に2市町村と合計187市町村が制定している。市町村が設定した緑地率については、最大限引下げ可能な1%にまで設定した市町村は、準則条例を制定した市町村のうち17%(31市町村)となっている。なお、条例の制定状況を都道府県別でみると、以下のとおりである。

【地域未来投資促進法準則条例の制定時期】



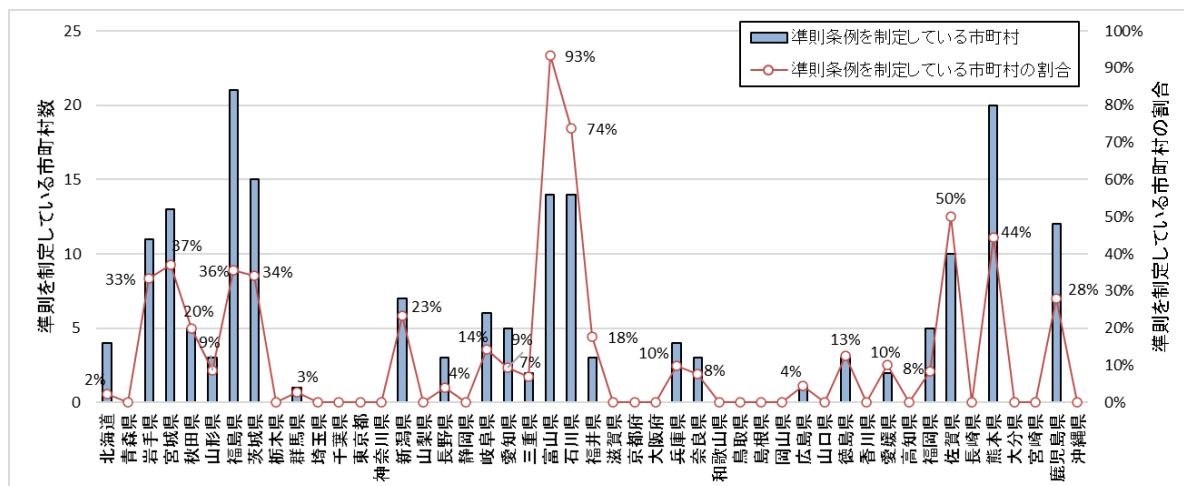
【地域準則条例で制定した

緑地率の下限値の状況(市町村数)】



※2017年7月～2021年3月における件数

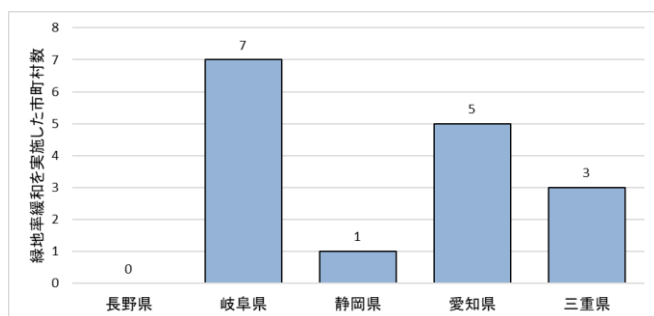
【都道府県別 管内市町村の地域未来投資促進法準則条例の制定状況】



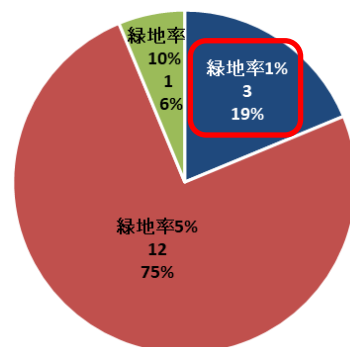
(3) 総合特別区域法に基づく準則条例の制定状況

総合特別区域法においては、「国際戦略総合特別区域」に指定された区域において、市町村単位で工場立地法の緑地率を独自に定めるための準則条例を制定することができる。現在、国際戦略総合特区は7地区指定されており、工場立地法の緑地率の緩和措置を講じている特区は、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び各県管内の市町村の一部等)のみとなっており、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の16市町で準則条例を制定している。

【県別 管内市町村の緑地率緩和措置の実施状況】



【地域準則条例で制定した緑地率の下限値の状況(市町村数)】

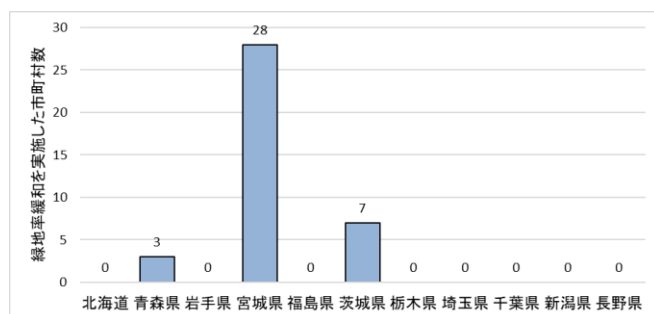


(4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例の制定状況

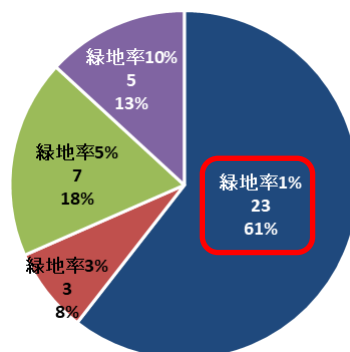
東日本大震災復興特別区域法では、東日本大震災により一定の被害が生じた区域として指定された市町村(227市町村の区域)において、市町村単位で工場立地法の緑地率を独自に定めるための準則条例を制定することができる。

現在、38市町において、東日本大震災復興特別区域法に基づく工場立地法の緑地率を引き下げるための準則条例を制定し、その23市町村(61%)が緑地率1%までの引下げを行っている。

【道県別 管内市町村の緑地率緩和措置の実施状況】



【地域準則条例で制定した緑地率の下限値の状況(市町村数)】



(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

電話:03-3501-1511(内線 2771～6)

03-3501-0645(直通)